

入院医療費の計算方法について

○当院は、平成 21 年 7 月 1 日から DPC(包括評価方式)対象病院となりました。

これまで入院での医療費の計算方法は、「出来高方式」と呼ばれ、診察、検査、お薬、注射など患者様に対して行なった診療行為の価格を積み上げて計算をしていましたが、現在は病名に応じた分類に従い、1日あたりの定額医療費による計算方法に変更となりました。

入院から退院までの入院料は退院時に最終確定する為、入院期間中に月締め請求した額が変わることがあります。こうした場合、退院以前にお支払いされた金額との差額を調整させていただきますのでご了承ください。

【限度額適用認定証のご案内】

1ヶ月に医療機関の窓口でお支払した保険診療分の自己負担額の合計金額が「自己負担限度額」を超えた場合、その超えた額が「高額療養費」として支給されます。

高額療養費制度では患者様が請求された医療費の全額を窓口で支払い、後で自己負担限度額を超えた分が払い戻しされますが、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関に提示することで同一の医療機関において1ヶ月の支払いは自己負担限度額までとなり(医科・歯科及び入院・外来別に支払い)、経済的な負担が軽減されます。(なお2012年(平成24年)4月1日からは、限度額適用認定証は外来でも使えるようになりました。)

自己負担限度額に含まれるのは保険診療に係る医療費のみとなりますので、差額ベッド代や食事代、保険対象外の医療行為等は実費負担となります。

【70歳未満 自己負担限度額 1ヶ月単位】

適用区分		所得要件※1	自己負担限度額
ア ※2	上位所得者	住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が901万円を超える世帯の方	252600円＋ (総医療費－842000円)×1%
			(140100円)※4
イ		住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が600万円超～901万円以下の世帯の方	167400円＋ (総医療費－558000円)×1%
			(93000円)※4

ウ	一般	住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が 210万円超～600万円以下の世帯の方	80100円＋ (総医療費－267000円)×1%
			(44400円)※4
エ		住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が 210万円以下の世帯の方	57600円
			(44400円) ※4
オ		住民税非課税世帯の方※3	35400円
			(24600円) ※4

※1 所得要件は、診療月が1～7月は前々年所得、8～12月は前年所得が適用されます。

※2 住民税の申告がない場合には、区分アとして扱われます。

※3 同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税の人。

※4 診療月を含む過去12ヶ月で4回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の自己負担限度額。

70歳以上の方が医療機関に受診する場合は、保険証と併せて高齢受給者証を提示してください。医療費の自己負担が所得区分に応じた自己負担限度額までの請求となります。

住民税非課税の世帯の方はご自分の保険者へ申し込みをすれば、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。入院の際、医療機関に提示しますと下記の所得区分に応じた自己負担限度額までとなります。

【70歳以上 自己負担限度額 1ヶ月単位】

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一定以上所得者 (3割負担) <※1>	44400円	80100円＋(総医療費－267000円)×1%
		[44400円] <※5>
一般 (2割負担) <※2>	12000円	44400円
低所得2 (2割負担) <※2><※3>	8000円	24600円

低所得 1 (2割負担) <※2><※4>	8000 円	15000 円
--------------------------	--------	---------

※1 同一世帯に一定の所得以上の人(課税所得が 145 万円以上の人)がいる場合。ただし、収入の合計が 2 人以上の世帯の場合は 520 万円未満、1 人の場合は 383 万円未満である旨の申請をして認定された場合には、「一般」の区分と同様になります。

※2 誕生日が昭和 19 年 4 月 1 日以前の人で、特例措置により 1 割となる人も含む。

※3 同一世帯の世帯主と全ての国保加入者が住民税非課税の人。

※4 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない人。

※5 []内の金額は、療養のあった月を含む過去 12 ヶ月で 4 回以上高額療養費に該当した場合の 4 回目以降の自己負担限度額。

★上記の表は町田市国民健康保険を参考にした自己負担限度額です。詳しくはご自分の健康保険証の保険者にご確認ください。

★限度額適用認定証は入院前に、ご自分の健康保険証の保険者へ申し込み、入院時にご持参ください。

★この制度は申請された月の初日からの適用となります。ご注意ください。